

事務連絡
令和3年5月26日

公益社団法人日本精神病院協会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

水銀血圧計等の回収促進に向けた御協力について（依頼）

平素より、産業廃棄物行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

平成29年8月に水銀に関する水俣条約が発効し、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すこととしており、廃棄の段階においては、その水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理することとされています。

医療機関等において使用されなくなった水銀血圧計や水銀体温計等（以下「水銀血圧計等」という。）の退蔵品については、第189回国会において採決された「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案に対する附帯決議」においても、「将来的な不適正処理のリスクを低減するため短期間に集中的に回収・処分していくことが望ましい」ことが示されています。

環境省では、平成26年度より医療機関における水銀血圧計等の回収を支援するための事業（以下「回収促進支援事業」という。）を実施しており、また日本医師会の協力の下で回収状況に係るアンケート調査も実施してまいりました。昨年度貴協会から会員医療機関への周知の御協力を頂いて以降、水銀血圧計等の回収方法等について、多数問合せをいただき、依然として水銀血圧計等が退蔵されている医療機関があることがうかがわれました。さらに、令和2年末には、水銀使用製品の製造及び輸出入が原則禁止され、これにより廃棄物から回収される水銀の需要が低下し、水銀血圧計等を始めとする水銀使用製品廃棄物の処理費用の高騰が予想されています。

このような状況下において当省では、今年度も引き続き下記のとおり回収促進支援事業を実施し、医療機関が水銀血圧計等の回収・処分を行う際の計画策定等に関する問合せ対応を行っています。貴協会におかれましては、お忙しい中恐れ入りますが、水銀血圧計等に係る以上の状況及び当省が実施する回収促進支援事業につきまして、貴協会会員に御周知いただくとともに、水銀血圧計等の回収の促進についてお呼びかけくださいますよう、御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

水銀血圧計等の回収促進支援事業について

請負者：株式会社リーテム

（環境省の「令和3年度水銀血圧計等回収促進業務」の請負者）

電話：03-5256-7041

担当：サステナビリティ・ソリューション部 菅間、本間、柳

対応期間：令和3年4月1日から令和4年3月25日まで

支援内容：水銀血圧計等の回収全般に関する技術的な助言等

*株式会社リーテムは水銀血圧計等の回収・処分を請け負うものではなく、処分に当たっての計画策定等について支援するものであることに御留意ください。

以上